

本号の掲載記事

- トピック倒産・事業再生 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」～廃業型私的整理手続～ 弁護士 片岡 牧
- 堂島国際部門だより「中国個人情報保護法のデータ越境移転の解説&留学の雑感」 弁護士 王 宣麟
- 倒産・事業再生 / 債権回収 / 事業承継チームによる連続ウェビナーのご案内
- 近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川 治

トピック 倒産・事業再生

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」～廃業型私的整理手続～



弁護士 片岡 牧

1 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用状況

すでにニュースレターでもご紹介している「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「中小企業 GL」といいます。）ですが、第三部の「中小企業版私的整理手続」について、2022年4月の運用開始から1年半の間に、利用が確認された件数は145件、そのうち、再生型私的整理が99件、廃業型私的整理は46件と帝国データバンクより報告されています。

当事務所でもすでに再生型私的整理は5件、廃業型私的整理は5件の実績があり（手続中の案件も含む）、今後もさらに活用が期待されるところです。

そこで、今回は、当事務所で「外部専門家¹」として関与した廃業型私的整理の案件をご紹介します。

2 早期廃業の決断により対象債権者に全額返済できたケース

製造業を営んでいた対象会社は、コロナ禍において主要取引先からの受注が漸減していたところ、最終的に当該主要取引先からの受注が完全にストップし、他の取引先からの受注を増やして事業を継続する可能性もあったものの、毎月の赤字

が大きく、このままでは資金流出が止まらないことから、早期に廃業することを決意しました。主要な資産は自社工場不動産であり、その売却資金により対象債権者への弁済を行うこととし、廃業の決意と同時に、主要債権者に対して廃業型私的整理手続の申出を行いました。不動産の売却金額により、対象債権者への弁済率が大きく変わってくるどころ、想定以上に高額で売却することができ、対象債権者には全額返済が可能となったほか、解雇した従業員に対しても、その余剰から積み増し退職金の支給も可能となり、早期廃業の決断が関係者によい結果をもたらした好事例となりました。

3 赤字事業を事業譲渡して廃業したケース

対象会社は、飲食店（カフェ）1店舗を運営していましたが、コロナ過を経て、人手不足の影響もあって赤字が続いていたことから、地域にある「事業承継・引継ぎ支援センター」を介して飲食店をそのまま承継してくれるスポンサーを探索していました。もっとも、金融機関からの借入が過大で、事業譲渡後の債務整理が必要でした。加えて、赤字が継続していたことから、計画策定後の事業譲渡では資金が尽きてしまう恐れがあり、廃業型私的整理手続を利用して、返済猶予の依頼（一時停止）を行ったうえ、計画成立前に先行して事業譲渡を実行し、その対価をもって、金融機関への配当を行う内容の「弁

済計画案」を策定することといたしました。

スポンサーへの事業譲渡を含む私的整理手続では、再生型私的整理を選択することが原則ですが、本件のように、ごく小規模の店舗をスポンサーに譲渡するケースでは、簡易な廃業型私的整理を選択することも許容されると考えられます²。また、通常、①一時停止、②弁済計画案の提示、③対象債権者全員の同意による計画成立、④事業譲渡実行、⑤配当、と進めることが一般的ですが、本件では、赤字資金流出を速やかに止めるため、①一時停止、②スポンサー選定の説明と事業譲渡実行、③弁済計画案の提示、④対象債権者全員の同意による計画成立、⑤配当、という流れで進めました。そして、第三者支援専門家は、弁済計画案作成時の段階ではなく、スポンサー選定の説明のための債権者説明会から同席し、その内容の相当性についても確認し、金融機関の理解を得て事業譲渡実行を進めました。廃業型私的整理手続を活用して早期にスポンサーへの事業譲渡と廃業を実行し、補助金も最大限に活用し（中小版 GL 枠計画策定支援補助金、事業承継・引継ぎ補助金）、破産手続よりも大幅に配当率が増加した事例となりました。

4 著書のご紹介

中小企業 GL 策定にも関与した当事務所の中井康之弁護士が、小林信明弁護士と共編した「中小企業の事業再生等に関するガイドラインのすべて」が本年9月に商事法務より発行されました。中小企業 GL 策定の背景から、中小企業版私的整理手続の詳細な説明のほか、実務運用にあたっての課題についての座談会や、再生型、廃業型それぞれの事例の紹介もあり、充実した内容となっています。中小企業版私的整理手続を活用しようとする、外部専門家、第三者支援専門家候補の方々はもちろん、対象債権者となる金融機関の皆さんにとって必携の書といえるでしょう。なお、廃業型事例(1)として紹介されている案件は、当事務所が第三者支援専門家として関与した事例となっていますので、ぜひ、ご一読いただければ幸いです。

(注)

1 弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家であって、全般において中小企業者を支援して、実質的に中小企業版私的整理手続を遂行する役割を担う。

2 中小企業 GL・Q&A の Q81 でも、中小企業者の事業の内容や規模、資金繰りの状況等から、廃業型私的整理において、スポンサーに対する事業譲渡等を前提とした弁済計画案を作成することも否定されない、とされています。

堂島国際部門だより

中国個人情報保護法のデータ越境移転の解説&留学の雑感



弁護士 王 宣麟

1 中国個人情報保護法のデータ越境移転

ここ数か月の中国法務の一大関心事といえば、データコンプライアンスの分野、中でも個人情報移転の問題かと思われます。ここは、今でも様々なパブコメ段階の法令や規定が出されており、常に情報のアップデートが必要な分野なのですが、直近で現地日系企業にとって大きなインパクトを与える規定（パブコメ段階）が公表されたため、本稿でご紹介させていただきます。

そもそも、これまでの中国実務では、個人情報を中国外に域外移転させる場合、中国個人情報保護法と個人情報域外移転標準契約弁法¹（以下「同弁法」といいます。）に従い、個人の同意を取得したうえで、データの送り手と受け手との間で標準契約を締結し、個人情報保護影響評価報告書（PIA）を作成のうえ、省レベルの情報部門に届けをするのが多くの日系企業にとってのスタンダードな選択肢でした²。しかし、中国から日本本社に個人情報を送る場合、例えば、駐在員事務

所の形で進出をしているパターンもあり、域外移転の対象情報量がごくわずかな場合にでも、コストをかけて対策をしなければならないのか、という問題がありました。勿論、コンプライアンスの観点からいえば、法人格を有さない駐在員事務所であれ法の適用が及ぶため、「対策は必要」という解釈が一般的なのですが、駐在員事務所の形態だと予算が付きにくい等の事情もあるようで、なかなか対策に踏ん切りがつかない、という声を聞いておりました。

そして、同弁法に適応するための是正期間として、同弁法の施行日から6カ月間の猶予期間³が設けられていたのですが、その猶予期間が本年11月末をもって終了しました。そのため、夏を過ぎてから多くの日系企業が対策に本格的に着手を始めていました。

そんな折、パブコメ段階のものですが、本年9月28日、「データ越境流通の規範及び促進に関する規定」⁴（以下「本規定」といいます。）が新たに公表されました。本規定の内容を

みると、上記の域外移転に関するスタンダードな選択肢が変わる可能性があることが明らかとなりました。本規定の第5条では、中国外に提供する個人情報が1年間⁵で1万人分に満たないことが予測される場合、上述の標準契約の締結が不要とされているのです。但し、同規定によっても、個人情報保護法上の個人情報主体への告知と同意取得（同法39条）及びPIA作成義務（同法55条）が免除されていない点に留意が必要です。

現時点では、同規定のパブコメ期間もすでに過ぎており、11月末までには正式なものが発表されるかもしれない、との噂はあるものの、本稿執筆時点（2023年11月30日）ではまだ正式な規定として発表されていません。その中身が確定していない中で、現地の外資系企業としてはなかなか煮え切らないところではありますが、この内容次第で現地での対策内容が大きく変わってくるため、引き続き注視が必要な分野の一つとなります。

2 留学の雑感

2023年11月に入り、中国での生活が始まってからちょうど1年が経過しました。思えば1年前に中国に入境したときはまだコロナウイルスの隔離政策が継続していたため、北京の空港に到着した足でそのまま隔離ホテルに10日間滞在していました。

この入境隔離が終わり賃貸アパートへの引っ越し作業を完了させても、コンビニや施設等の建物に入って買い物をするためにはアプリ（健康コード）上の「緑」（48時間で有効期間が切れる）表示が必要なので、これを更新をするべく10度以下の肌寒い天気の中でも日々PCR検査の行列に並んだことを思い出します。一年経った今、隔離ホテルはもちろん、街中至るところに存在していたPCR検査場や防護服を着たスタッフも含めその光景は跡形もありません。2023年以後入境された方々と話をしても、「自分が暮らしていた場所にまさかそんな時代があったとは」と驚かれることも多いです。この変化の速さに驚かされつつも、2023年からは日常が戻ってきており、総じてこの1年間は大きな収穫がありました。詳しくはまた今後のニュースレターで共有させていただきますが、主には、大学の授業を通じた中国法の学習、中国現地法律事務所の研修を通じた実務経験、そして、中国全土での人脈形成という目的を概ね果たすことができたのではないかと考えております。特に中国社会では人脈が大事と言われているため、私自身も意識して地道に多くの方々と積極的に交流を重ねてきました。国籍を問わず、中国にいる皆様は私を暖かく歓迎してくださったため、非常に嬉しく思いますし、大変感謝しております。残された期間、まだまだ中国で出来ることは沢山残っているので、人脈拡大含めて、私自身もスキルアップできるよう努力していく所存です。

さて、前回のニュースレターでは皆様に中国のグルメをご紹

介したい、という話をしていたので、ここで一つお勧めの北京ダックのお店をご紹介します。今、地元の方々も連日行列を作っている「四季民福」というレストランです。北京市内にいくつかお店があるのですが、味、金額、サービス、店内の環境等を総合して考えると最もお勧めできるお店の一つだと思います。同店の「北京ダック」は他店と比べて油が控えめなので、日本の方にもお勧めができるのです。



（四季民福の「北京ダック」）

北京ダックに限らず、他の中華料理も美味しく非常にコストパフォーマンスが高いため、中国の方々にも大人気ですし、日本人出張者等も利用されるお店だと聞いております。中国自体も観光ビザあるいはトランジットビザで出張者以外も入境できるようになりましたので、もし中国に來られる機会があればぜひ足を運んでみてください。北京ダック以外にも、火鍋や羊肉串、餃子、炒飯や雲吞等沢山の美食があり、私もお気に入りのお店をいくつか見つけたのでまた折をみて皆様に共有させていただきます。

（注）

1 「个人信息出境标准合同办法」(施行日:2023年6月1日)
2 域外移転をする主体が、①重要情報インフラ運営者ではない、②個人情報の取扱量が100万人未満、③前年1月1日から現在までの個人情報の越境移転が累計10万人未満、④前年1月1日から現在までのセンシティブ個人情報の越境移転が1万人未満という4要件を全て満たしている場合を指します。そして、中国の日系企業の多くはBtoBの形態であるため、個人情報を域外移転させるにしても1万人を超えることはないので通常です。

3 同弁法第13条

4 「规范和促进数据跨境流动规定（征求意见稿）」（パブコメ期間：2023年9月28日～同年10月15日）

5 なお、本規定第5条では、この「1年間」の起算点については明らかとされていません。

倒産・事業再生 / 債権回収 / 事業承継チームによる連続ウェビナー

堂島法律事務所では、本年12月より、倒産・事業再生 / 債権回収 / 事業承継チームによる6か月連続ウェビナー（無料・要事前登録）を月1回のペースで実施しております。

各回30分程度を予定しておりますのでお気軽にご参加ください。

第2回

「ここがポイント！中小M&Aの勘どころ」

講師：弁護士 富山 聡子

開催日時：2024年1月15日（月）

15時00分～15時30分

中小企業を当事者とするM&Aが増えています。事業承継の方法としても有力な選択肢の一つですが、いざ当事者となった場合、どのような点に気を付けるべきか分からないことも多いでしょう。M&Aの一般的な進み方、各段階において法的な面から注意すべきポイントについて概説します。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_JywJ1QIbS4y1sUe03Dm0mw



第3回

「債権回収を成功に導くための取引基本契約書作成のポイント」

講師：弁護士 小関 伸吾

開催日時：2024年2月14日（水）

15時00分～15時30分

債権回収を成功に導くためには、取引先が倒産状態に陥る前の平常時において、事前準備をどれだけ周到に行っていたかが鍵となります。今回は、事前準備の一環として、取引の開始時に取引先との間で締結する取引基本契約書に、どのような契約条項を盛り込むべきかについて、ポイントを概説します。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_KtLwmAQWTAutGoyw50jYGg



第4回 「動産担保と倒産時対応」

講師：弁護士 野村 祥子

開催日時：2024年3月14日（木）

15時00分～15時30分

第5回 「事業再生や倒産における労働契約の取扱いの注意点」

講師：弁護士 山本 淳

開催日時：2024年4月11日（木）

15時00分～15時30分

第6回 「商取引債権者から見た私的整理手続」

講師：弁護士 柴野 高之

開催日時：2024年5月16日（木）

15時00分～15時30分

近時の実務話題 & 裁判例レビュー



弁護士 大川 治

令和5年11月22日「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の改訂（経営者保証ガイドライン研究会）

経営者保証ガイドライン研究会は、令和5年11月22日、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」を改訂しました。¹

今回の改定は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）²及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）³では、企業経営者に退出希望がある場合の早期相談体制の構築など、退出の円滑化を図る旨が明記され、企業経営者への早期相談の重要性について周知徹底を行うこととされたこと、経営者保証に関するガイドラインでは、主たる債務者が廃業する場合に、当該手続に早期に着手したことによる保有資産等の劣化防止に伴う回収見込額の増加額について合理的に見積もりが可能な場合は、当該回収見込額の増加額を上限として、事業清算後の新たな事業の開始等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等も保証人の残存資産に含まれる可能性がある、としていること（経営者保証に関するガイドライン7（3）③）を受け、経営者保証に関するガイドライン研究会において、企業経営者に退出希望がある場合の早期相談の重要性について、主たる債務者、保証人、対象債権者及び保証債務の整理に携わる支援専門家に対し、

より一層の周知を行っていく観点から、廃業手続に早期に着手することが、保証人の残存資産の増加に資する可能性があること等を明確化するために実施されたものです。

株式会社東京商工リサーチによれば、本年11月の全国企業倒産件数は前年同月比で38.8%増（前年同月581件が807件と226件増）、令和4年4月から20ヶ月連続で前年同月を上回ったとのことであり⁴、企業倒産件数は確実に増えてきています（12月の日銀短観が景況感改善とする中での倒産件数増は憂慮すべきです）。廃業手続への早期着手は、取引先への影響を最小限に抑えて、保証人の残存資産の増加に資するという点で大きな意味があります。廃業を視野に入れておられる場合、弁護士等への早めのご相談をお勧めいたします。

(注)

- <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n112201/>
- [2023_basicpolicies_ja.pdf \(cao.go.jp\)](https://www.cao.go.jp/2023_basicpolicies_ja.pdf)
- [ap2023.pdf \(cas.go.jp\)](https://www.cas.go.jp/ap2023.pdf)
- https://www.tsr-net.co.jp/news/status/detail/1198187_1610.html

令和5年11月16日「個人情報データベース等不正提供等罪の適用事例等を踏まえた安全管理措置及び漏えい等の報告に関する留意点について（注意喚起）」（個人情報保護委員会）

個人情報保護委員会は、11月16日、「個人情報データベース等不正提供等罪の適用事例等を踏まえた安全管理措置及び漏えい等の報告に関する留意点について（注意喚起）」と題する文書を発出し、個人情報取扱事業者（個人情報保護法16条2項本文）に対して、注意喚起（以下「本注意喚起」といいます。）を行いました¹。本注意喚起においては、個人情報取扱事業者がとるべき安全管理措置（同法23条）及び漏えい等の報告等（同法26条）に関して、複数の留意点が挙げられています。

個人情報データベース等不正提供罪・同盗用罪とは、個人情報取扱事業者またはその従業員等が、業務上取り扱った個人情報データベース等（同法16条1項）を、一定の目的で提供し、又は盗用する行為を処罰する犯罪類型です（同法179条）。平成26年に発覚した、出版事業者の従業員による個人情報漏えい事件を契機に新設された、個人情報の提供・盗用そのものを処罰する初の犯罪類型であり、現実に提供・盗用をなした従業員のみならず、法人についても処罰する両罰規定が設けられ、その法定刑は、1万円以上1億円以下の

罰金（同法184条1項1号）です。

法人に対する両罰規定は、我が国刑法の基本原則たる責任主義の原則に従って、法人が、従業員の犯罪を防止すべく十分な措置を講じていた場合には適用されないと考えられますが、本注意喚起の挙げる留意点をクリアしていない法人が、犯罪抑止のための措置を十分講じていたと判断される可能性は、極めて小さいと考えられます。

本注意喚起が挙げる「大手学習塾の元塾講師が当該学習塾の児童の個人情報をSNSのグループチャットに投稿したとされる事例」は、個人情報取扱事業者たる法人に、両罰規定たる同法184条1項1号が適用されたリーディングケースです。

個人情報取扱事業者たる法人の実務担当者は、本注意喚起を契機に、少なくとも、本注意喚起の挙げる留意点に注意を払い、自社の個人情報保護体制につき、再チェックをされてはいかがでしょうか。

(注)

1 https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/231116/

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。
また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）
メール：newsletter@dojima.gr.jp
WEB：www.dojima.gr.jp